

## 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第18条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款（2023年4月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、附則2（料金〔口座振替割引契約〕についての特別措置）に定める口座振替割引額および附則4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、附則4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）および別表2（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

### (1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
定額電灯 需要家料金	円 銭	円 銭
1 契約につき	71.50	6.50
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	138.59	12.60
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	229.89	20.90
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	412.46	37.50
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	595.03	54.09
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	959.12	87.19
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	479.56	43.60

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	376.70	34.25
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト アンペアまでの 1 機器につき	643.40	58.49
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器に つき 50 ボルトアンペアまでごとに	321.70	29.25
従量電灯 A		
最低料金		
1 契約につき最初の 11 キロワット時 まで	532.68	48.43
電力量料金		
11 キロワット時をこえ 120 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	31.40	2.85
120 キロワット時をこえ 300 キロワッ ト時までの 1 キロワット時につき	38.02	3.46
300 キロワット時をこえる 1 キロワッ ト時につき	41.53	3.78
従量電灯 B		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	374.00	34.00
電力量料金		
最初の 120 キロワット時までの 1 キロ ワット時につき	28.00	2.55
120 キロワット時をこえ 300 キロワッ ト時までの 1 キロワット時につき	33.53	3.05
300 キロワット時をこえる 1 キロワッ ト時につき	36.45	3.31

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
臨時電灯 A 1日につき 総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合 総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合 総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルト アンペアまでごとに 総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合 総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キ ロボルトアンペアまでごとに	円 銭  11.15 22.31 22.31 223.08 223.08	円 銭  1.01 2.03 2.03 20.28 20.28
臨時電灯 B 最低料金 1 契約につき最初の 11 キロワット時 まで 電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	696.58  44.58	63.33  4.05
臨時電灯 C 基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 電力量料金 1 キロワット時につき	412.50  38.99	37.50  3.54

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1 契約につき	66.00	6.00
電 灯 料 金		
10 ワットまでの 1 灯につき	135.29	12.30
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯 につき	225.49	20.50
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯 につき	404.76	36.80
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯 につき	584.03	53.09
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯 につき	941.52	85.59
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワッ トまでごとに	470.76	42.80
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	367.90	33.45
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト アンペアまでの 1 機器につき	630.20	57.29
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器に つき 50 ボルトアンペアまでごとに	315.10	28.65
公衆街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の 11 キロワット時 まで	502.98	45.73
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	30.81	2.80
公衆街路灯 C		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	335.50	30.50
電力量料金		
1 キロワット時につき	28.09	2.55

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
低 圧 電 力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,116.50	101.50
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	26.83	2.44
その他季料金	25.39	2.31
臨 時 電 力		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワット1日につき	236.39	21.49
農 事 用 電 力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	748.00	68.00
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	22.72	2.07
その他季料金	21.66	1.97

(2)附則2（料金〔口座振替割引契約〕についての特別措置）に定める口座振替割引額

区分および単位	口座振替 割引額	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
1 契約につき	55.00	5.00

- (3) 附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率等

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
契約使用期間 最初の 30 日まで 契約電力		
0.5 キロワット	4,393.04	399.37
1 キロワット	6,570.34	597.30
2 キロワット	10,881.30	989.21
3 キロワット	15,212.04	1,382.91
3キロワットをこえ1キロワット を増すごとに	4,205.34	382.30
30 日をこえる 1 日につき 契約電力		
0.5 キロワット	47.83	4.35
1 キロワット	81.36	7.40
2 キロワット	170.42	15.49
3 キロワット	257.29	23.39
3キロワットをこえ1キロワット を増すごとに	90.16	8.20

区分および単位	基準単価	消費税等 相 当 額
	円 銭 厘	円 銭 厘
(燃料費調整の基準単価) 1 日につき 契約電力		
0.5 キロワット	0.264	0.024
1 キロワット	0.528	0.048
2 キロワット	1.056	0.096
3 キロワット	1.585	0.144
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	0.528	0.048

## (4) 別表2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等 相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電 灯		
10 ワットまでの 1 灯につき	0.624	0.057
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1.247	0.113
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2.495	0.227
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	3.742	0.340
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6.238	0.567
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	3.119	0.284
小 型 機 器		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器に つき	1.863	0.169
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト アンペアまでの 1 機器につき	3.726	0.339
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器 につき 50 ボルトアンペアまでごとに	1.863	0.169

区分および単位	基準単価	消費税等 相当額
	円 銭厘	円 銭厘
(ロ) 臨時電灯 A 1 日につき 総容量が 50 ボルトアンペアまでの 場合	0.051	0.005
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.100	0.009
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.100	0.009
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1.005	0.091
総容量が 1 キロボルトアンペアを こえ 3 キロボルトアンペアまでの 場合 1 キロボルトアンペアまでご とに	1.005	0.091
(ハ) 臨時電力 契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.057	0.096
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆 街路灯 B 最低料金 1 契約につき最初の 11 キロワッ ト時まで	1.767	0.161
電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時に つき	0.161	0.015
(ロ) (イ) 以外の場合 1 キロワット時につき	0.161	0.015